

一般財団法人日本語教育振興協会
令和5年度事業計画

○ 基本方針

令和5年度事業計画の策定にあたっては、次の点を考慮して事業を推進する。

- 1 「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」（令和5年1月25日）が、日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議によって取りまとめられた。また、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案」が同年2月21日閣議決定され、国会に提出された。
- 2 同法律案は、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設するとともに、当該認定日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格（登録日本語教員）について定めるものである。今国会で成立すれば令和6年4月施行される。
- 3 当協会は、日本語教育機関の認定制度及び登録日本語教員の資格制度について、その周知徹底を図るとともに、会員校に寄り添い円滑に実施できるよう努める。

I 日本語教育機関の水準向上のための取組

1 日本語教育機関の質保証のための評価事業の推進

- (1) 教育活動評価基準及び第三者評価基準改定の検討を進める。
- (2) 教育活動評価事業と第三者評価事業の統合についても、併せて検討を進める。
- (3) IS029991（公式教育外の語学学習サービス—要求事項）の認証機関と連携し、当協会の第三者評価事業とIS029991の同時申請による認証取得を支援する。
- (4) 教育活動評価事業及び第三者評価事業の受審率向上を図るため、会員校に直接働きかける。更に、新規告示（認定）された日本語教育機関対象の研修会を開催し、新規校開拓に努める。

2 日本語教育機関の水準向上のための研修会・研究会等の開催

- (1) 文化庁委託事業「令和5年度日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業」（現職日本語教師研修プログラム普及事業）を受託して、昨年度に引き続き、初任教員研修と主任教員研修の全国展開による普及に努める。
- (2) 日本語教育機関の役員、教員及び事務職員を中心に、日本語教育機関の運営・日本語教育の充実及び留学生の受入れ・生活指導等の向上を図る。研修を充実し、研修受講料の増額を図り、以下の研修等を開催する。また、地区別研修等を推進する。

- ① 日本語教育機関トップセミナー
- ② 日本語学校教育研究大会（拡充）
- ③ 生活指導担当者研修（拡充）
- ④ 外国人材生活支援等担当者実務研修
- ⑤ 申請取次者講習会（拡充）

[新規]

- ① 新法による制度改正に対応する講習会
 - ② 新規告示（認定）された日本語教育機関対象の研修会
- (3) 文化庁委託事業「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業

- ① 教育モデル開発検討会議
- ② 「日本語教育の参照枠」を活用したコースカリキュラム・シラバスの開発

II 日本語教育機関及び日本語教育に関する情報提供

ICTの活用により日本語教育機関及び日本語教育に関する最新情報を、当協会ホームページやダイレクトメール、及び「日振協ニュース・電子版」により配信する。また、当協会ホームページに相談コーナーを設ける。

III 日本語教育機関の支援事業

1 日本語教育機関への留学生等の適正な受入れの促進・在籍管理

- (1) 証明書等の偽造・改ざん防止及び留学生の質の確保のため、外国政府公認の証明機関(中国・ベトナム)による大学入学統一試験成績証明書等の認証システムの利用促進を図る。
- (2) 留学生の福利厚生支援として、日本語学校学生災害補償制度における「24時間補償、疾病補償」を促進し、加入希望者の取りまとめを行う。

2 日本語教育機関に関する調査・研究

- (1) 日本語教育機関の実態調査については調査項目の中断又は廃止を行った上で実施し、その調査結果の概要を作成・配信する。
- (2) 日本語教育機関における刑法犯や所在不明等の状況を毎月点検し、指導する。

3 日本語教育機関と大学、地方公共団体等、関係機関との連携協力の推進

- (1) 介護福祉士、技能実習生、特定技能外国人、定住者等の日本語教育について、関係各省、地方公共団体、企業及び関係機関との連携を推進する。
- (2) 大学、専門学校、企業、地方公共団体及び関係機関等が実施する企画・事業等に連携して取り組む。
- (3) 大学の日本語教育課程履修者の教育実習を受け入れる。

4 維持会員活動等に対する支援

- (1) 地区維持会員協議会の開催や各地区維持会員協議会の活動に対して支援する。
- (2) 会員校等における日本語教師の採用を支援するため、当協会ホームページの日本語教師求人情報ページを運用する。

IV その他目的を達成するために必要な取組み

1 政府並びに日本語教育推進議員連盟等への働きかけ

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案について、早期に成立を図ることを要望していく。

2 会員の確保

維持会員、準会員及び賛助会員の更なる確保に努める。